

## ○大月町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(令和2年訓令第11号)

### (目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を図るため、大月町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る補助対象、補助金額、その他必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽とは浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- 2 前項によるものの他、この要綱における用語の定義は、浄化槽法及び関係法令の規定による。

### (補助金の交付)

第3条 町長は、別表第1に掲げる地域において、次条に該当する合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲で補助金を交付する。

- 2 補助対象は前項に定める者で、現に居住している家屋並びに新築家屋とし営業を伴う許可基準等により、合併処理浄化槽の規模が拡大する場合については10人槽の補助額を限度として補助する。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表第2の各項のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

### (補助対象浄化槽等)

第4条 補助金の交付の対象とする浄化槽は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす合併処理浄化槽とする。

- (1) 浄化槽法第4条第1項の規定による構造基準に適合するもの。
- (2) 処理対象人員(以下「人槽」という。)50人以下の浄化槽にあつては、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90%以上で、放流水のBOD1リットル当たり20ミリグラム(日間平均値)以下の性能を有するもの。
- (3) 処理対象人員10人以下の浄化槽にあつては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合し、かつ、小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき登録されたもの。
- 2 補助金の交付の対象とする工事の範囲は、前項の浄化槽(付属設備を含む。)の設置及び配管(当該浄化槽への排水導入及びそれからの処理水放流に係るものであって、当該建築物の外部で敷地内のものに限る。)とする。

### (補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象たる合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第3の第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める額を限度とする。

(交付申請書等の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽本体とその設置にかかる工事費の見積明細書及び請負契約書の写し
- (3) 浄化槽設置配管計画図、浄化槽排水経路計画図
- (4) 登録浄化槽管理表C表
- (5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく登録証
- (6) 浄化槽工事業の登録証又は特定工事業の届出書及び浄化槽整備士の免状の写し
- (7) 住宅を借りている者は賃貸人の承諾書
- (8) 町税及び県税納税証明書
- (9) その他、町長が必要と認める書類(特に、集合合併処理浄化槽にあつては、事前に指示を受けること。)

(交付の決定及び通知書類)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(第3号様式)により、それぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該補助金交付決定通知を受けたのち、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更等承認申請書(第4号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定年月日から10日以内又は当該年度2月20日のいずれか早い日までに町長に報告してその指示を受けなければならない。

3 補助対象者は、当該補助事業の属する年度に7年を加えた年度の末までに補助対象浄化槽を廃止しようとするときは、第1項に準じた承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1カ月以内又は当該年度3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書(浄化槽保守点検業者にあつては、担当の浄化槽管理士(昭和62年度以前の当該資格取得者にあつては、厚生大臣の指定した「小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習会」を受講した者に限る。)を明らかにする書類を添付すること)の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行なう場合にあつては、自ら行なうことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定検査申込書(設置届提出時添付)
- (3) 浄化槽本体とその設置に係る工事費の出来高明細書及び支払金額領収書の写し
- (4) 当該工事を行った浄化槽設備士が自ら工事を行ったことを証するチェックリスト
- (5) 浄化槽設置配管完了図、浄化槽排水経路完了図
- (6) 次の浄化槽設置工事写真一式
  - ①浄化槽整備士が実地に監督していることを証する写真
  - ②基礎工事の状況を示す写真
  - ③据付工事の状況を示す写真
  - ④かさ上げの状況を示す写真
- (7) 生コンクリートの納品書の写し
- (8) その他、町長が必要と認める書類  
(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求及び支払)

第11条 町長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書(第7号様式)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消)

第 12 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により、補助金交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき  
(補助金の返還)

第 13 条 町長は、補助金の交付を取消した場合は、当該取消に係る部分に関するすでに補助金が交付されているときは、補助金の返金を命ずることができる。

(現場確認等)

第 14 条 町長は、補助事業を適正に執行するため、予め指定した検査職員に命じ、補助対象合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認させるものとする。

- 2 補助対象者、当該工事を担当する浄化槽設備士等、検査職員から要請があった者は、前項の現場確認に立ち会わなければならない。
- 3 町長又は検査職員は、補助事業の適正な実施観点から、補助対象者及び関係業者に対し、補助事業又は当該浄化槽の状況について、改善、報告等を求めることができる。
- 4 補助対象者及び関係者は、前項の要求があった場合は、それに従わなければならない。

(譲渡等の提出)

第 15 条 補助対象者は、補助対象合併処理浄化槽を他の人に譲渡等をしたときは、その相手人に関係書類の引継ぎ及び浄化槽管理の説明を実施するとともに、1 カ月以内に町長に譲渡等届出書(第 8 号様式)を提出しなければならない。

- 2 前項の譲渡等を受けた者は、この要綱及び関係法令上の地位を継承するものとする。
- 3 第 1 項の譲渡等を受けた者は、浄化槽法第 10 条の 2 第 3 項の規定により、30 日以内に所轄保健所長に浄化槽管理者変更報告書(高知県浄化槽事務取扱要領第 8 号様式)を提出しなければならない。
- 4 補助対象合併処理浄化槽を相続した者については、前 3 項を準用する。

(その他)

第 16 条 町長は、補助対象浄化槽の浄化性能、耐久性等の確保、補助金交付目的の成就等の観点から、設置工事基準その他を別に定めることができる。

- 2 浄化槽設置後の保守点検及び清掃並びに法定水質検査の状況等について、設置者から、報告を求めることができる。

- 3 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、大月町補助金交付規則(昭和43年規則第6号)及び別に定めるところによる。

## 附 則

附 則(令和2年訓令第11号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

### 別表第1(第3条関係)

大月町漁業集落排水施設の処理区域外とする。

### 別表第2(第3条関係)

- 1 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査、又は、建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者。
- 2 浄化槽法に違反した行為があつて2年を経過しない者で、同法上の権限を有する行政官から補助対象としないよう要請があつた者。
- 3 町税をはじめとする各種税金、負担金、分担金及び水道料、町営住宅の家賃等を滞納している者。
- 4 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。
- 5 建物住宅、モデルハウス等営業用建築物を設置する者。ただし、売買契約等により購入者が確認できる場合はこの限りではない。
- 6 店舗等との併用住宅において、住宅部分の床面積が1/2未満のものを設置する者。
- 7 家屋の新築若しくは増築をする際に浄化槽を設置する者又は既設の合併処理浄化槽の更新若しくは改築をする者で、次に掲げる場合のいずれにも該当しない者。

ア 他の市町村からの転入又は町内の漁業集落排水処理施設に接続している家屋からの転居により家屋を新築する場合、子どもが分家独立した際に家屋を新築する場合、賃貸住宅から転居して家屋を新築する場合等の既存の汚水処理未普及解消につながる場合

イ 災害により必要となった家屋の建て替えに伴い設置する場合、災害により故障した浄化槽の更新又は改築をする場合等の災害復旧対応に資する場合

別表第3(第5条関係)

第1欄	第2欄
人槽区分	限度額
(1) 5人槽	332,000円
(2) 6~7人槽	414,000円
(3) 8~10人槽	548,000円

第1号様式(第6条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

第2号様式(第7条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

第3号様式(第7条関係)

補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

変更等承認申請書

[別紙参照]

第5号様式(第9条関係)

実績報告書

[別紙参照]

第6号様式(第10条関係)

補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

第7号様式(第11条関係)

補助金交付請求書

[別紙参照]

第8号様式(第15条関係)

譲渡等届出書

[別紙参照]